

## 「藤沢産」ロゴマーク使用の手引き

藤沢市で地産地消を推進するため、藤沢産農水産物の「安全・安心、新鮮、おいしい、旬」を表現するものとして「藤沢産」ロゴマークを作成しました。この手引きでは、ロゴマークを使用する際の注意点等についてまとめています。

### ①使用できるロゴマーク

基本は次の4色とモノクロ印刷とします。



### ②権利の帰属

ロゴマークの商標権利については、藤沢市に帰属します。

### ③ロゴマークの使用条件について

ロゴマークを使用する条件としては次のとおりです。

使用用途	<u>藤沢産農水産物及び藤沢産農水産物を使用した加工品並びに藤沢産利用推進店のPR</u> において使用してください。ただし加工品については加工食品品質表示基準に準じ、使用している藤沢産農水産物品目名を明示してください。この場合において、使用している藤沢産農水産物の割合が100%でない場合は、その使用割合を明示してください。
使用料	無料
使用期限	原則として使用期限はありません。

### ④ロゴマーク使用の手続き

①で示した基本ロゴマークの使用については、手続き不要です。

### ⑤ロゴマークの加工について

基本色以外の色を使用したい場合、またロゴマークの一部を加工して使用したい場合は、事前に農業水産課にご相談いただき、「藤沢産」ロゴマーク加工使用許可申出書を提出してください。

#### ⑥使用にあたっての遵守事項

次に該当する場合、あるいは該当する可能性がある場合は使用できません。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 求人広告に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に関わるもの又はこれに類するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (8) その他使用にあたって適当でないと市長が認めるもの

#### ⑦使用改善及び使用禁止

③で示した使用用途と異なる使用又は遵守事項に反した利用を発見したときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は使用を禁止します。

#### ⑧その他の注意事項

ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、藤沢市は一切関知しません。またロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

#### ⑨問い合わせ先

藤沢市農業水産課農政担当

TEL 0466-50-3532 FAX 0466-50-8256

以上